

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」  
及び「同条例施行規則」の一部改正案の概要に係る意見提出手続において  
提出された意見の概要と市の考え方

平成30年6月18日（月）から7月18日（水）に「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正案の概要に係る意見提出手続を実施したところ、以下のとおり、意見の提出がありました。なお、同様の意見は1件に集約しました。

- 提出者数 14人
- 意見件数 27件

意見の概要とその意見に対する市の考え方は以下のとおりですので公表します。

「市の考え方の区分」	
原案どおり	= 案を修正しなかった
その他	= 感想、この案件以外の意見等

意見の概要と市の考え方

項目1 説明会の開催

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	説明会での説明内容について書式を設定し、事前に市の内容確認をとることを施行規則において明文化しておく必要がある。	説明会での説明内容及び説明会を開催できない場合の通知内容については、改正条例施行規則において、事業者が市と行う事前協議の内容（特定事業計画書）に基づくものとし、具体的に規定します。（書式ではなく規則本文で規定）	原案どおり
2	説明会を開催できない場合は「書面で通知する」とあるが、どのような項目、内容を書面とするのか明確にするために、書式を指定する必要がある。	説明会の報告については、出席者名簿及び会議録を報告するよう改正条例施行規則で規定します。	
3	説明会での説明内容や参加者数、同意を得る項目について等、きちんとした報告書の提出をどこかに明記してほしい。	なお、原案では詳細を示していませんが、既に改正条例施行規則案に盛り込まれている内容です。	

No.	意見の概要	市の考え方	区分
4	説明会は、例外なく必ず開催する必要がある。	事業者の責めに帰することができない事由により説明会を開催することができない事態も考慮し、原案どおりとします。	原案どおり
5	天災の場合でも復旧作業の終了後に説明会を絶対に開催するべき。	災害の規模によっては復旧に時間を要し、特定事業の計画に支障をきたす場合もあることから、原案どおりとします。	
6	「他者による説明会の妨害」を、事業者の責めに帰することができない事由として、「天災」と同様に扱うことに反対する。なぜなら、事業に種々問題があるとして反対意見を表明する行為をもって妨害行為とし、事業者の説明会を開催しない口実を認めることになるため。	単なる反対意見の表明では妨害行為にはなりません。故意に阻害されることによって説明会を開催できない場合は、これを要しないこととします。	

項目2 搬入土砂を第3種以上に限定

No.	意見の概要	市の考え方	区分
7	搬入土砂を第3種以上に限定することに賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり
8	搬入土砂を第3種以上に限定することについては、別表第3は構造上の基準に関連しての事項であることから、もっと包括的な条項で明記するべき。 また、第3種建設発生土には第11条（許可の基準）で禁止している改良土も含まれるため、「改良土を除く」と連記するべき。	搬入土砂を第3種以上に限定することについては、条例第11条（許可の基準）において規定します。なお、原案では詳細を示していませんが、既に改正条例案に盛り込まれている内容です。 改良土の使用禁止に関しては、既に規定が存在し、条例全体に規定の効力が及んでいること、また、条例の可読性を確保する観点からも、別条項において除外規定（ただし書き）を設けることはいたしません。	
9	「第3種以上」という表現では第4種も可と受け取られかねないので、「第1種から第3種に限定」としてはどうか。	表現については、原案で示したとおり、「第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土」とします。	

項目3 事業区域及び場の境の表示

No.	意見の概要	市の考え方	区分
10	事業区域及び場の境の表示の改正に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり

項目4 区・自治会の承諾

No.	意見の概要	市の考え方	区分
11	区・自治会の承諾を得ることを義務付けることが必要。	区・自治会の承諾については、区・自治会の責任や負担が大きいこと、また、法（憲法及び民法に定める私有財産権等）に抵触する可能性等があることから、努力義務とします。条文の表現としては、「承諾を得るよう努めなければならない。」とします。	原案どおり
12	提示されている改正案は「申請者は、特定事業場の区・自治会の承諾を得るよう努めることとします。」となっているが、「申請者は、特定事業場の区・自治会の承諾を、原則的に得ることとします。」に変え、原則的には承諾を必要として、例外的に承諾なしでも良いとする規定にしてほしい。		

項目5 同意書、承諾書の日付

No.	意見の概要	市の考え方	区分
13	同意書、承諾書の日付の改正に賛成する	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり

項目6 現況図面

No.	意見の概要	市の考え方	区分
14	現況図面の改正に賛成する。	頂いたご意見は本改正案に対する賛同意見として承ります。	原案どおり

項目7 既存の法面、擁壁等の安全性の確保

No.	意見の概要	市の考え方	区分
15	既存の法面、擁壁等の安全性が確保される根拠として、それらの安定計算書を添付することを義務付ける必要がある。	<p>既存の擁壁については、特定事業の内容により、必要に応じて安定計算書の提出を求めます。</p> <p>法面の安全性については、現行条例施行規則の別表第3（特定事業の構造上の基準）において、高さが10mを越える場合は安定計算をすることとしており、既存の法面の安全性についても同様の基準で判断いたします。</p>	原案どおり

その他

No.	意見の概要	市の考え方	区分
16	既に埋立てが行われた場所へ再度埋立てを行うことを禁止する。	改正案とは直接関係がないご意見ですが、ご意見については、今後の行政運営の参考とさせていただきます。	その他
17	<p>既に埋立てが行われた場所へ再度埋立てを行うことを禁止する条項を作るべきだが、今回の改正案には盛り込まれてないため間に合わない。</p> <p>そこで、「既存の法面、擁壁等の安全性の確保」の改正案の内容に「既に埋立てが行われた場所」とあるが、これを削除することで、せめて運用上に於いて、再度同じ区域への埋立てそのものについての規定や条項が無いので認可できない、とする。</p>		
18	公共事業を条例第9条に基づく許可の適用除外にしない。		

No.	意見の概要	市の考え方	区分
19	<p>公共事業は公共（市の）財源からの支払いが生じるために、厳しい検査（会計法に基づく検査及び技術検査）に基づき実施されている。公共事業で土砂の埋立てを行う場合、その検査基準に本条例の安全基準等を根幹として反映することを検討してほしい。例えば、当市の「四街道市入札・契約制度改善計画」の中で進められているはずの「適正な施工の確保、監督・検査体制の充実、工事成績の活用」等々を通じて、より良い方法を至急に講じるべき。</p>	<p>改正案とは直接関係がないご意見ですが、ご意見については、今後の行政運営の参考とさせていただきます。</p>	その他
20	<p>土砂等の安全基準の項目に放射性物質濃度を追加し、基準値を 100Bq/kg とする。</p>		
21	<p>福島県のみならず、県内であっても柏方面から放射能で汚染された土が運び込まれるのは許可しないでほしい。</p> <p>そのためにも、きちんとした安全な放射能レベルの基準を設けてほしい。</p>		
22	<p>一時置き場に置かれたままとなっている処理土の対策。「処理土のストックヤード」に対する対策。成台中の区画整理で道路の基盤材料として持ち込まれた処理土が、道路設計の変更により、道路用地外に放置されていることへの対策。これらに対し、市としての具体的対策と条例上の根拠を明確にすることが必要。</p>		

No.	意見の概要	市の考え方	区分
23	<p>四街道市の良さに「豊かな自然環境」を挙げる市民が多いのはうれしいことだが、大作岡周辺の梨畑は年々減り、市内の緑地は急速に資材置き場やヤードに姿を変えている。「下志津の草広がれる」(中央小学校校歌) 四街道、安くておいしい水道水の四街道のために引き続きご尽力をお願いします。</p>	<p>改正案とは直接関係がないご意見ですが、ご意見については、今後の行政運営の参考とさせていただきます。</p>	その他
24	<p>説明会の対象者である「特定事業区域から 300m の区域内に居住する者」を、400m 又は 500m に広げてほしい。</p>		
25	<p>市内には稲毛区や佐倉市の志津地域から細長く入り込んだ低地がある。これらの土地に埋立てが行われるとその影響を受けるのは四街道市民である。本条例がこれらの土地にも生かされるよう方策を考えてほしい。</p>		
26	<p>平成 28 年度に行われたパブリックコメントの「県外発生残土の禁止」に改めて賛成する。千葉県内の各自治体が結束して危険な土砂の持込を拒否し、監視する対策を立ててほしい。</p>		
27	<p>平成 28 年度に行われたパブリックコメントの改正案には「土地所有者の月 1 回の現場確認義務」があったようだが、どうなっているのか。耕作放棄や高齢化などで土地の管理があいまいになってしまいがちな昨今であることから、所有者責任について広く知らせておく必要がある。</p>		